

別紙4

団体の活動状況

1 団体の概要

(1) 主流派及び上祐派について

いわゆるオウム真理教（団体）は、麻原彰晃（以下「麻原」という。）に対する絶対的帰依を明示的に強調する主流派（「Aleph」、「山田らの集団」など）と、観察処分を免れるため麻原の影響力を払拭したかのように装う上祐派（「ひかりの輪」）を中心に活動している。

(2) 構成員数

団体は、国内に約1,650人の構成員を擁し、ロシア国内にも構成員を擁している。特に主流派は、組織的な勧誘活動を積極的に展開し、令和3年中は、国内で80人以上の構成員を獲得した。

(3) 団体の資産

団体が報告する資産（現金・預貯金・貸付金）については、令和3年10月末時点における総額が約3億600万円である。団体の資金源は、在家の構成員を対象とした年3回の「集中セミナー」などの各種イベントの参加費や布施によるものである。

(4) 団体の施設

国内における団体の拠点施設については、15都道府県に主流派25施設、上祐派5施設の計30施設が存在している。

2 主流派の活動

主流派は、依然として、施設内の祭壇等に麻原の写真を掲示し続けているほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況下において、人数や時間を制限しながらも、在家の構成員を施設に集めるなどして、「集中セミナー」や麻原の誕生日を祝う「生誕祭」などの各種イベントを開催するなど、麻原に対する絶対的帰依を扶植する指導を継続している。

また、主流派（「Aleph」）については、従前より無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律により定められている報告すべき事項の一部を報告していなかったところ、令和3年5月及び8月を報告期限とする報告について、報告すべき事項を全く報告せず、公安調査庁からの指導にも応じないことから、無差別

大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難となつたため、公安調査庁は、主流派（「Aleph」）による土地・建物の新規取得・借受け禁止など必要な限度で活動の一部を一時的に停止させるとともに、速やかにその危険性の程度を把握すべく、同年10月25日、公安審査委員会に対し、再発防止処分の請求を行つた。

同請求の審査が進行する中において、主流派（「Aleph」）から、不報告となつていた同年5月及び8月を報告期限とする報告書が提出され、また、同年11月を報告期限とする報告書も提出されたことを受け、公安調査庁は、同年11月19日、当該請求を撤回した。

3 上祐派の活動

上祐派は、トークイベントなどを通じ、対外的には麻原からの脱却をアピールする“麻原隠し”の取組を継続的に推進したが、施設内には、依然として麻原を投影した仏画を掲示し続けているほか、「集中セミナー」を開催し、過去に麻原が行つたものと本質的に変わりのないプログラムをこなすなど、今なお麻原の影響下にある実態が確認されている。

また、上記「集中セミナー」のほか、上祐史浩が聖地と定めた神社仏閣などを訪問する「聖地巡り」を繰り返し実施するなどして、構成員の指導を行つてゐる。

以上